

<規約全文>

○規約全文

創価女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

(目的)

第1条 創価女子短期大学（以下「本学」という）教員の教育研究活動の質的向上を図ることを目的として、本学にファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）委員会を置く。

(審議)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) FD推進のための企画及び実施に関する事項
- (2) FDに関する冊子、活動報告書等の発行に関する事項
- (3) FDに関わる調査、研究に関する事項
- (4) 学生による授業評価に関する事項
- (5) その他FDに関する事項

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学科長
- (2) 教務部長
- (3) 学生部長
- (4) 教務委員（2名）

条履歴

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教務部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(成立)

第6条 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議決は、出席委員の過半数によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(事務の所管)

第8条 F Dに関する事務は、教務課が所管する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 11 月 14 日規程第 64 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。